

## 大学学生懲戒規程

[2014(平成26)年11月26日 制定]  
改正 2015(平成27)年 3月24日

### (趣旨)

**第1条** この規程は、西南女学院大学学則第40条及び西南女学院大学短期大学部学則第40条の規定に定める学生の懲戒に關し、適正かつ公正な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

### (懲戒の対象とする学生)

**第2条** この規程において懲戒の対象とする学生は、本学の学科及び別科に在籍する学生（以下「学生」という。）をいう。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生を除く。

2 大学外国人留学生規程第2条に規定する外国人留学生の取扱いは別に定めるもののほか、この規程を適用する。

### (懲戒の考え方)

**第3条** 懲戒は、学生が第7条にある懲戒の対象となる行為を行った場合、本学における学生の本分を全うさせるために、学校教育法第11条及び学校教育法施行規則第26条に基づき行うものである。

2 懲戒は、懲戒の対象となる行為の様態、結果等を総合的に検討し、教育的配慮に基づいて行う。  
3 懲戒により学生に課す不利益は、懲戒目的を達成するため、必要な限度にとどめなければならない。

### (懲戒の対象とする期間)

**第4条** 懲戒の対象とする期間は、入学後、本学の学籍を有する期間とする。

### (懲戒の種類)

**第5条** 懲戒の種類及び効果は、次のとおりとする。

- (1) 訓告は、学生の行った非違行為を戒めて事後の反省を求め、将来にわたってそのようなことのないよう、口頭及び文書により注意すること。
  - (2) 停学は、一定の期間、教育課程の履修及び課外活動を禁止すること。
  - (3) 退学は、学生としての身分を失わせること。この場合、再入学は認めない。
- 2 停学の期間は、無期又は1か月以上6か月以内の有期とする。
- 3 停学の期間は、在学年限に算入するが、修業年限には算入しない。ただし、2か月以内の停学の場合に限り、停学期間を修業年限に算入するものとする。
- 4 停学の期間には、夏期休業、冬期休業その他休業日を含むものとする。
- 5 無期停学の解除は、当該学生の反省の度合い等を勘案の上、学生委員会の審議の後、教授会（当該学生が別科に在籍する学生の場合は、別科会。以下同じ。）の議を経て学長が決定する。ただし、解除の時期は、当該停学の開始の日から起算して6か月以内とすることができない。
- 6 停学期間中の授業料等は、納付しなければならない。

### (厳重注意)

**第6条** 学長は、前条に規定する懲戒に相当しない場合でも、教育的指導の観点から、口頭又は文書により厳重注意を行うことができる。

2 厳重注意は、行為の問題性を自覚させ反省を促すものとする。  
3 厳重注意の伝達は、学生部長が、当該学科長（伝達の対象が別科に在籍する学生の場合は、別科

長。）、アドバイザー又はゼミ担当教員の立会いの下に行うものとする。

（懲戒の対象となる行為）

**第7条 懲戒の対象となる行為は、次に掲げるものとする。**

- (1) 犯罪行為
- (2) 人権を著しく侵害する行為
- (3) 試験等における不正行為
- (4) 教職員の業務及び学生等の學習、研究等の正当な活動を妨害する行為
- (5) 学則その他本学の諸規則に違反する行為

（調査等の付託）

**第8条 学長は、懲戒の対象とみなされる行為（以下「事案」という。）を知り得たときは、直ちに学生委員会に当該事案について、調査及び審議を付託するものとする。**

（調査委員会）

**第9条 学生委員会は、前条により付託があった場合は、直ちに調査委員会を設置する。**

2 調査委員会は、次に掲げる委員によりその都度構成する。

- (1) 学生委員会委員長（学生部長）
- (2) 学生委員会副委員長 2名
- (3) 学生委員会委員長が委嘱する教職員 2名

3 調査委員会には委員長を置き、委員の互選により定める。

（調査及び審議）

**第10条 調査委員会は、速やかに当該事案に係る事実調査及び審議を行う。**

2 調査委員会は、当該学生への事実確認及び事情聴取にあたっては、当該学生に弁明する機会を充分に与えるよう配慮する。ただし、当該学生が正当な理由なく事情聴取に応じない場合又は自己に有利な証拠を提出する等の弁明をしない場合には、その機会を自ら放棄したものとみなす。

3 調査委員会は、当該学生への事実確認及び事情聴取にあたっては、当該学生からの申し出があれば、当該学生を補助する者（弁護士を含む。）の同席を認める。ただし、調査の妨げとなる場合には、同席する者の数を制限することができる。

4 調査委員会は、当該学生への事実確認及び事情聴取にあたっては、前二項の事項について、当該学生に明確に伝えなければならない。

5 第2項の定めにかかわらず、行為が重大犯罪であり、明白と認められる等特段の事情がある場合は、この限りではない。

6 調査委員会は、当該事案について本学の教職員及び学生から事情聴取を行うことができる。

7 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

8 調査委員会委員、その他手続きに関わるすべての者は、その職務上知り得た情報に関する秘密を厳守し、当該学生のプライバシー及び人権を尊重しなければならない。その職を退いたときも同様とする。

9 調査委員会は、調査及び審議結果を基に、懲戒の要否及び懲戒を要する場合のその内容について、学生委員会に報告する。

10 学生委員会は、前項の調査委員会による結果報告を基に下した結論を学長に報告する。

（懲戒の対象とみなされる行為が判明した場合の措置）

**第11条 学長は、前条第10項の報告に基づき、当該事案が退学又は停学となり得る行為として明らか**

であり、かつ、登校を禁じることが必要と判断した場合は、当該学生に対し、直ちに謹慎を命ずることができる。

- 2 前項の謹慎の期間は、停学期間に含める。

(懲戒の決定)

**第12条** 学長は、第10条第10項の報告に基づき、教授会の議を経て懲戒を決定する。

- 2 停学の始期は教授会の議を経て学長が決定する。

(学生への通告及び保証人への通知)

**第13条** 学長は、懲戒を決定した場合は、懲戒理由を記載した懲戒処分書（別紙様式1）を当該学生に交付する。

- 2 学長は、当該学生の保証人に対し懲戒の内容を文書により通知する。

- 3 懲戒処分の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。

- 4 交付及び通知は、発信をもって足りる。

(懲戒の公示)

**第14条** 学長は、懲戒処分をした場合は、懲戒の内容及びその事由を学内に公示（別紙様式2）するものとする。ただし、氏名及び学籍番号は非公開とする。

- 2 公示期間は、1か月とする。

- 3 特段の事情がある場合、学生委員会で調整のうえ、教授会の議を経て、当該公示の一部又は全部を公示しないことができる。

(不服申立て)

**第15条** 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見、その他の正当な理由がある場合には、懲戒処分書を受け取った日の翌日から30日以内にその証拠となる資料を添えて、文書（別紙様式3）により学長に対して、不服申立てを行うことができる。ただし、本項に定める期間内に不服申立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日の翌日から起算して30日以内に行うことができる。

- 2 学長は、前項の不服申立てがあったときは、教授会に対して不服内容の検討を命じる。

- 3 学長は、前項の意見を参照し、再調査の必要があると認めるときは、再度学生委員会に調査及び審議を付託することとし、学生委員会は新たに調査委員会を設置し、第10条及び第12条に規定する手続きを経るものとする。

- 4 学長は、第2項の意見を参照し、再調査の必要がないと認めるときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知するものとする。

(懲戒に関する記録)

**第16条** 懲戒は、学籍簿に記載する。ただし、証明書等には、当該懲戒を記載しないものとする。

(停学及び謹慎の期間における措置)

**第17条** 停学及び謹慎の期間中の学生の措置は、次のとおりとする。

- (1) 停学期間中、当該学生の所属する学科又は別科は、面談等の教育的指導を段階的かつ継続的に行う。
- (2) 停学中及び謹慎中の登校及び本学学生としての活動を禁止する。ただし、学長が必要と認めた場合は許可することができる。
- (3) 停学中及び謹慎中の履修手続は、本学が定めた履修手続期間に行うことができる。
- (4) 停学中及び謹慎中の試験等の受験は認めない。

- (5) 停学処分の決定後又は停学中の場合は、休学の願い出を受理しない。
  - (6) 休学中の学生が停学処分となつた場合は、当該学生の停学期間中の休学を取り消す。
  - (7) 当該事案に係る処分の決定前に、懲戒対象行為を行つた学生から自主退学の願い出があつた場合は、これを受理しない。処分の決定後は、退学の願い出を受理し、退学を許可することができる。
- 2 学長は、処分を受けた学生と、学生規程第19条に規定する学生団体（学友会組織を含む。）との間に、当該事案との関わりが認められた場合は、当該学生団体に対し、訓告、活動停止、解散の処分を行うことができる。

（事務）

**第18条** 学生の懲戒に関する事務は、学生課において処理する。

（雑則）

**第19条** この規程に定めるもののほか、学生の懲戒の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。なお、この規程の制定に伴い、西南女学院大学短期大学部「表彰及び懲戒規程」（1950年4月1日制定）は、廃止する。

#### 附 則

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

懲 戒 処 分 書

所 属 ・ 学 年

学 籍 番 号

氏 名

学則第40条及び大学学生懲戒規程に基づき、次のとおり懲戒処分に処する。

(退学の場合)

退学

(停学の場合)

停学（無期停学の場合、「停学」）。

有期停学の場合は「停学。期間 年 月 日～ 年 月 日」を記載)

(訓告の場合)

訓告

処分理由

年 月 日

学長印

(別紙様式2)

公 示

学則第40条及び大学学生懲戒規程に基づき、次のとおり懲戒処分を行った。

1 懲戒処分となった学生の学科・学年

2 処分の内容

退学

停学（無期停学の場合、「停学」。

有期停学の場合は「停学。期間 年 月 日～ 年 月 日」を記載）

訓告

3 処分理由

年 月 日

学長印

(別紙様式3)

## 懲戒に係る不服申立書

年 月 日

学長 様

不服申立者

学科・学年

学籍番号

氏名

私は、大学学生懲戒規程第12条により、 年 月 日付で懲戒処分を受けましたが、  
 これについて、同規程第15条に基づき、次のとおり不服申立てを行います。

懲戒内容	告知日： 年 月 日 懲戒種別： <input type="checkbox"/> 訓告 <input type="checkbox"/> 停学（無期・有期） <input type="checkbox"/> 退学 懲戒理由：
不服申立ての理由	

※ 不服申立ての証拠となる資料を添付してください。